

「リモート防災アドバイザー」

近年、地球温暖化の進行と相まって、異常気象が頻発し、また、台風や豪雨による建物の損壊や洪水・浸水、さらに土砂崩れなどの激甚化が見られます。

こうした災害に関して、「災害対策基本法」によれば、市町村長は住民に対して「避難勧告」や「避難指示」を行う義務が課せられています。これらの義務を適切に果たすためには、気象や洪水等に関する専門的な知識を有する者が必要ですが、現状は必ずしも十分とは言えません。

そこで近年のITおよび通信技術などを活かした「リモート防災アドバイザー」を立ち上げました。このアドバイザーは気象庁の経験豊富なOBなどで構成されており、手軽に質問を受け、相談に乗り、助言を致します。このアドバイザーは、すでに立ち上げている「気象寺子屋」と同様に、原則としてボランティア活動です。

ご支援などを希望される方は、「気象コンパス」(代表者：古川武彦)までご連絡ください。